## 資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和6年9月30日(月)に取扱いを終了した、当組合発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しを実施させていただきますので、期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の名称 島根県農業協同組合
- 2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類







3. 払戻しの申出期間

令和6年10月1日(火)~令和6年12月30日(月)まで 受付時間は午前9時~午後5時まで(土日祝、店休日は除く) ※該当期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

- 4. 申出及び払戻しの方法
  - 平和街給油所及びウィル給油所で発券の場合 上記2. に係る未使用券を持参してください。確認の上、その場で現金と交換いたします。
  - 井原給油所で発券の場合 上記2.に係る未使用券及び指定口座の通帳の写しと本人確認書類を持参してください。 確認の上、後日指定口座へ振り込みます。(手数料は当組合で負担します。)
- 5. 払戻しに関する問合せ先

○ いわみ中央地区本部 平和街給油所 〒697-0033 浜田市朝日町1496-1 TEL 0855-22-2047○ 島根おおち地区本部 井原給油所 〒696-0101 邑智郡邑南町井原959-2 TEL 0855-95-0406○ 斐川地区本部 ウィル給油所 〒699-0502 出雲市斐川町荘原100-2 TEL 0853-73-9626

令和6年10月1日 島根県農業協同組合